

# ハーフカット車台も エアバッグ類の処理が必要です!!



**車台のカット作業(ハーフカット等)は、  
解体行為となるためエアバッグ類の全数処理が必要です。**

※エアバッグ類の未処理は、『車上作動処理契約違反及び  
解体業者の再資源化実施義務等違反(法16条)』です。

平素は、エアバッグ類の適正処理にご尽力頂きましてありがとうございます。

2015年度の車上作動処理監査において、ハーフカット車台のエアバッグ類未処理が散見されました。  
解体業者の皆さま方におかれましては、以下の適正業務が現場で実施されているか確認頂き、  
誤認識等がありましたら、再徹底をお願いいたします。

## <適正業務の内容>

- ・エアバッグ類の処理は、**カット作業前**に実施する。  
(ハーフカット後に車上作動処理を行うとエアバッグ類が飛散する可能性があり安全上大変危険です。)
- ・エアバッグ類を**全数処理**する。
- ・エアバッグ類の処理作業は、基本的に**車上作動処理**で実施する。

## <適正業務の手順>

### ① 車上作動処理 《一括作動ツール使用を推奨》



### ② 全数処理確認



### ③ カット作業(ハーフカット等)



### ④ 搬出



ご不明な点は、自再協までお問合せください。

自動車再資源化協力機構 (自再協)  
TEL: 03-5405-6150 / E-mail: info@jarp.org